

○ 基金事業

(令和5年3月28日更新)

【生産支援事業】

- (基金-1) 農業機械等とは、どの程度のものまで助成対象となるのか。(修正)
- (基金-2) GPSの基地局設置は可能か。
- (基金-3) 農業機械の単純更新は可能か。
- (基金-4) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。
- (基金-5) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。
- (基金-6) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。
- (基金-7) 資材費として、パイプハウスのパイプなどを助成対象としているが、どの程度のものまで助成対象となるのか。
- (基金-8) 取組主体以外の者にハウス等を貸し付けることを目的として資材を導入することは可能か。
- (基金-9) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。
- (基金-10) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。
- (基金-11) 農業機械の導入助成の要件いかに。
- (基金-12) 農業機械のリース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース料に対する支援か。
- (基金-13) 農業機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。
- (基金-14) 中古機械の導入助成の要件いかに。
- (基金-15) 農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。
- (基金-16) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。
- (基金-17) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。
- (基金-18) 取組主体事業計画(リース導入助成)の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。(修正)
- (基金-19) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。
- (基金-20) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断するべきか。
- (基金-21) 基金事業(生産支援事業)で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。
- (基金-22) 基金事業について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。

【効果増進事業】

(基金-23) 計画策定経費の使途いかん。

(基金-24) 基金事業（効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。

また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可能か。

(基金-25) 基金事業（効果増進事業）は産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に含まれないのか。

【その他】

(基金-26) 基金事業で施設整備を行うことは可能か。

【生産支援事業】

(基金－１) 農業機械等とは、どの程度のものまで助成対象となるのか。(修正)

(答)

- 1 本事業における農業機械等とは、それ単体（農業機械のアタッチメントを含む。）で機能を有するもので、かつ効果が複数年にわたり発揮される機械・器具であり、本体価格（消費税除く。）（希望小売価格）が50万円以上であることが必要である。
- 2 助成対象としない取組は、
 - ① 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組
 - ② 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
 - ③ 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - ④ 本体価格（消費税除く。）（希望小売価格）が50万円未満の機械（農業機械のアタッチメント含む。）の導入及びリース導入に対する助成としている。
- 3 都道府県ごとの具体的な助成対象機械は、都道府県事業実施方針に定めることとなる。
- 4 なお、個々の本体価格が50万円以下の農業機械等であって、単体では本来の効果が発揮できず、複数の農業機械等の組み合わせによって効果が発揮される場合、当該農業機械等の組み合わせ「一式」が50万円を超えていれば、支援対象とすることができる。

(基金－２) GPSの基地局設置は可能か。

(答)

50万円以上等の要件を満たすときは、農業用に活用する場合に導入又はリース導入することが可能。

(注) 設置のための鉄塔（柱を含む）、建物は助成対象外。

(基金－３) 農業機械の単純更新は可能か。

(答)

- 1 不可である。
- 2 助成対象とする取組は、産地の収益力強化に向けた農業機械の大型化や高度化を想定している。

(基金－４) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。

(答)

- 1 可能である。この場合、貸付けを行う者は、交付等要綱別記2の別紙1のIの1の(5)のイに基づき、必要な手続を行うとともに、適正な賃借料を設定するものとする。
- 2 他方、農業機械リース導入の場合は、再リースとなることから不可である。

(基金－5) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。

(答)

パイプハウスに対する助成は資材費のみであり、施工費は対象外である。

(基金－6) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。

(答)

- 1 例えば、
 - ① 整備事業は、低コスト耐候性ハウス等の整備及び当該ハウスに必要な栽培装置の導入
 - ② 基金事業(うち生産支援事業)は、
 - ア ビニールハウスへの機械・設備の導入及びリース導入(いちごの高設栽培システム、電照設備、ヒートポンプ等)
 - イ 資材費(パイプハウスのパイプや被覆資材等)等を助成対象とすることが可能である。
- 2 都道府県ごとの具体的な助成対象は、都道府県事業実施方針に定めることとなる。

(注) 施設園芸における「省エネ設備」の導入及びリース導入は、循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置を一式で助成対象とすることも可能。省エネ設備の導入に当たっては、施設園芸エネルギー転換枠の活用も検討いただきたい。

(基金－7) 資材費として、パイプハウスのパイプなどを助成対象としているが、どの程度のものまで助成対象となるのか。

(答)

- 1 本事業において、物(ハウス等)を作るための材料・部材であり、そのもの単体では機能しないもので、自力施工を前提とし、かつ施工することにより効果が複数年にわたり発揮されるものである場合は、資材費として助成対象とすることが可能である。
- 2 他方、鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行わなければならないようなハウスなどは助成対象外である(低コスト耐候性ハウスは整備事業の助成対象)。

(注) 都道府県事業実施方針に、助成対象とするパイプハウスの規格・形式等を定めることも可能である。

(基金－8) 取組主体以外の者にハウス等を貸し付けることを目的として資材を導入することは可能か。

(答)

貸付けを行う者が別紙2のⅡの(8)のスに準じて、必要な手続を行うとともに、適正な賃借料を設定するのであれば、可能である。

(基金－9) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。

(答)

事業の開始(交付等要綱別記2の第11の交付決定又は交付等要綱第6の2の(2)のアのただし書による交付決定前着手届の提出)前に契約を行ったリース契約は対象とならない。

(基金－10) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。

(答)

- 1 取組主体事業計画書の作成に当たっては、機械の利用面積等により能力・台数を決め仕様書に定めて、複数より求めた概算見積書にて最低価格であったメーカーや型番に決定しておく必要がある。
- 2 取組主体事業計画書の承認を受けた後、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に、リース事業者と契約を行うことになる。

(基金－11) 農業機械の導入助成の要件いかな。

(答)

- 1 農業機械の導入は、
 - ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等、又は、
 - ② 「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる技術体系に必要な農業機械等(当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。)の、公共性のある取組に限り、支援対象としている。
- 2 具体的には、機械等の導入助成の対象は、中心的経営体(受け手)が複数農家(出し手)から機械作業等を集約する取組を想定しているところ。

(基金－12) 農業機械のリース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース料に対する支援か。

(答)

農業機械のリース導入支援は、取組主体(農業者等)が農業機械をリースにより導入する場合に、当該機械の貸付者(リース事業者)に対して、当該機械の取得に必要な費用の一部を支援するものである。

(基金-13) 農業機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。

(答)

- 1 経営面積や作業受託面積の拡大の程度については、地域の状況により異なるものと考えており、一律の基準は定めていないところである。
- 2 農業機械導入が公共性のある取組かどうかについては、都道府県が判断することになる。

(基金-14) 中古機械の導入助成の要件いかん。

(答)

- 1 法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等については、都道府県が必要と認める場合に限り支援対象にしている。
- 2 都道府県においては、中古機械の故障により事業中止とならないよう、都道府県事業実施方針に承認基準を設定するなど適切な運用に努めていただきたい。

(基金-15) 農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。

(答)

農業機械等の導入助成の場合については、「補助事業等における精算の取扱いについて（昭和57年10月26日付け農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要がある。

(基金-16) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。

(答)

必要である。

(基金-17) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。

(答)

民間の保険会社、農業共済組合及びJA等が取り扱っている動産総合保険等を想定している。

(参考)	<保険等名> 動産総合保険、自動車保険 農機具共済 自動車共済	<取扱者> 民間の保険会社 農業共済組合 JA共済 等
------	--	--------------------------------------

(注) 都道府県は、事業実施状況報告時等において、農業共済及び動産総合保険等に加入していることの確認が必要。

(基金-18) 取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。（修正）

(答)

- 1 次の条件をクリアできる取組主体は、可能と考える。
 - ① 国費相当額が計画変更前の金額を超えていないこと。
 - ② 都道府県知事に、リース事業者に取組主体事業計画の取り下げの同意を得ている旨の書類を提出できること。

- 2 なお、費用対効果分析の実施など、交付等要綱に定める留意事項を満たす必要がある。

(基金-19) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。

(答)

保険料は支援対象外である。

(基金-20) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断すべきか。

(答)

都道府県は、中古機械の適正性を確保するため、

- ① 法定耐用年数期間の残存年数（2年以上であることが必要であるが、走行距離等も踏まえ判断）
 - ② 価格の適正性（同型等の相場、動産総合保険の時価評価額又は農業機械等の価格等に関して専門的知見を有する者（注）の意見を聞いた上で判断）
- について、十分に検証するものとする。

(注) 中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会、一般社団法人日本農業機械化協会、全国農業機械商業協同組合連合会、都道府県中古農業機械査定士協議会

(基金-21) 基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。

(答)

- 1 販売店からの請求額を確認（入札関係書類、発注書、納品書及び請求書）した上で、精算払いにより助成金を支払うことを基本とする。

- 2 また、概算払いを行う場合は、以下の全てを確認するものとする。
 - ① 販売店に対する助成金の支払が、

- a 本事業の助成金を入金する専用口座を開設（注1）
 - b aの専用口座に支払予定額のうち、助成金を除く差額分の残高があることを確認（概算払請求時の直近の口座の残高欄の写し等（注2）で確認）等により、適正かつ確実に行われると見込まれること
- ② 「機械又は資材の納品時の検収」及び「販売店からの請求書の記載内容から支払期限の確認（注3）」が行われていること

（注1）販売店への代金支払に支障を来たさない場合（口座から他の用途への「引き落とし」が無い場合等）は、この限りではない。

（注2）金融機関発行の借用証書、農業経営基盤強化準備金取崩額の証明書等の写しを含む。

（注3）取組主体の口座に入金後、速やかに販売店への支払が行われるよう「販売店への支払期限」も確認するものとする。

（基金-22）基金事業について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。

（答）

- 1 入札残額は、原則として執行する見込みがない額として予算枠の減額提示を行うこととなる。
- 2 また、実績額が概算払額を下回った部分の差額については、基金管理団体に返納することになる。

【効果増進事業】

（基金-23）計画策定経費の使途いかん。

（答）

- 1 計画策定に要する経費は、
 - ① 旅費（協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費）
 - ② 報償費（講師謝礼等）
 - ③ 需用費（消耗品費、印刷製本費）
 - ④ 使用料賃借料（会場借上料等）
 としている。
- 2 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の策定を担う地域協議会等の構成員や外部専門家などに対する支援であり、農業者に対するお茶代等は助成対象外である。

（基金-24）基金事業（効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。

また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可能か。

（答）

1 産地の収益力強化に向けた取組であって、地域で初めて導入する機械の効果検証や活用マニュアルづくり等を想定している。

2 地域における「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に向けた実証機械のリース導入等（注）に対する支援であり、基本的には、本事業の実施期間内における本格導入（基金事業（うち生産支援事業））を想定している。

（注）技術実証の取組は、機械レンタル（2年以内）を想定している。

（基金-25）基金事業（効果増進事業）は産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に含まれないのか。

（答）

そのとおりである。

基金事業のうち効果増進事業は、都道府県事業計画書に位置付けられるものである。

【その他】

（基金-26）基金事業で施設整備を行うことは可能か。

（答）

原則、整備事業による施設整備を優先的に行った上で、整備事業の予算額に不足が生じた場合等、国への協議・承認を得たものに限り施設整備を行うことが可能である。